

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第15号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一部負担金の免除、減額又は徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、世帯主又はその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、生活が著しく困難となったと認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。<u>以下「法」という。</u>）第44条第1項の規定により、一部負担金の免除、減額又は徴収猶予（以下「免除等」という。）をすることができる。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>2から9まで <省略></p> <p><u>(普通徴収に係る保険料の納付方法)</u></p> <p>第10条の2 <u>法第76条の3第1項の規定による普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法による。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書による納付その他の方法による。</u></p> <p><u>(賦課漏れ等による保険料の取扱い)</u></p> <p>第11条 <省略></p>	<p>(一部負担金の免除、減額又は徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、世帯主又はその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、生活が著しく困難となったと認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項の規定により、一部負担金の免除、減額又は徴収猶予（以下「免除等」という。）をすることができる。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>2から9まで <省略></p> <p><u>(保険料)</u></p> <p>第11条 <省略></p>

(納期前の納付)					
第12条 <省略> (保険料の減免)			第12条 <省略> (保険料の減免)		
第12条の2 市長は、条例第21条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を減免することができる。			第12条の2 市長は、条例第21条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を減免することができる。		
番号	減免対象者	減免額	番号	減免対象者	減免額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(3)	その世帯に属する被保険者が法第59条の規定により給付制限を受けている世帯の納付義務者	給付制限を受けている被保険者に係る当該事由が発生した日の属する月から消滅した日の属する月の前月までの期間における月割によって算出した保険料の額の全部	(3)	その世帯に属する被保険者が国民健康保険法第59条の規定により給付制限を受けている世帯の納付義務者	給付制限を受けている被保険者に係る当該事由が発生した日の属する月から消滅した日の属する月の前月までの期間における月割によって算出した保険料の額の全部
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
2から5まで <省略>			2から5まで <省略>		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。